

パートナーへの暴力防止

DV防止法の理解とDV防止に向けて



1

研修の目的

- ドメスティック・バイオレンス(DV)とは何かを理解する。
- DVが被害者の心身や生活に及ぼす影響について考える。
- DV防止に向けた歩みについて確認する。
- DVを防止するためにはどうすれば良いかを考える。

2

目次

- I ドメスティック・バイオレンス(DV)について
- II DV防止法について
- III DVを防止するために
- IV デートDVについて

3

I ドメスティック・バイオレンス (DV) について

- (1)DVとは何か
- (2)データから見るDVの状況
- (3)DVの影響

4

(1)DVとは何か ①

- 親密な関係にある、またはあったパートナーからふるわれる暴力
- 配偶者、婚約者、恋人、同棲相手、元配偶者、元交際相手など
- 男性から女性に対する暴力だけでなく、女性から男性に対する暴力、同性のパートナー間の暴力も対象

5

(1)DVとは何か ②

- 暴力をふるう男性(女性)は、特別な男性(女性)ではない。
- 被害者・加害者は、年齢・学歴・収入を問わない。社会的な地位や収入等との関係性はない。
- 暴力はふるわれる側に責任があるのではない。

6

(1)DVとは何か ③

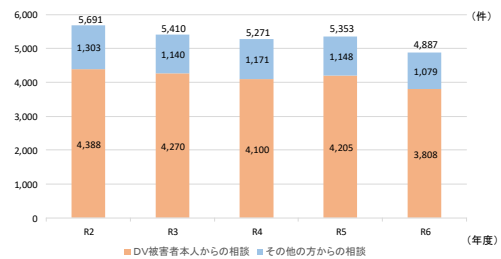
暴力の代表的な形態

身体的暴力	殴る／蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す／包丁で切りつける／階段から突き落とす／タバコの火を押し付ける／熱湯をかける等
精神的(心理的)暴力	暴言を吐く／脅かす／人格を否定する／無視する／浮気・不貞を疑う／家から締め出す／大事にしているものを壊す／子どもに危害を加えると脅す等
経済的暴力	生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる／家計費の使い方を細かく追及する等
性的暴力	同意のない性的な行為をする／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない等
社会的暴力(社会的隔離)	外出や親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する等
その他	「おまえは家事だけやっつけていればいいんだ」、「この家の主は自分だ」など特権のように振りかざす／暴力をふるう原因や責任をパートナーに転嫁する等

7

(2)データから見るDVの状況 ①

神奈川県配偶者暴力相談支援センター(※)におけるDV相談件数の推移



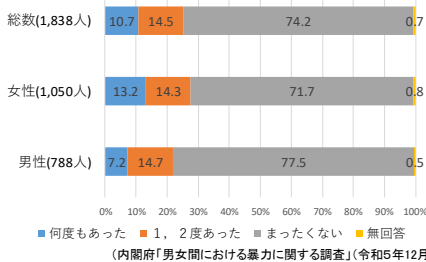
※かなテラス(県立かながわ男女共同参画センター)及び県立女性相談所(現県立女性相談支援センター)

8

(2)データから見るDVの状況 ②

配偶者からの被害経験の有無

(配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれか1つでも受けたことがあるか)



(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年12月)から作成)

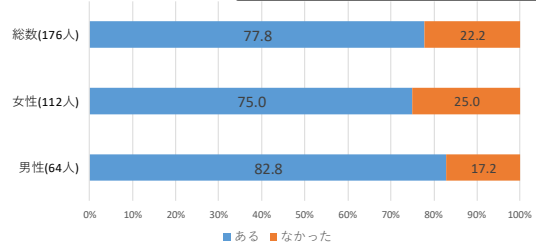
女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から被害を受けたことがある。女性の約8人に1人は何度も被害を受けたことがある。

9

(2)データから見るDVの状況 ③

同居する交際相手からの被害経験の有無

H25年のDV防止法改正により法の対象となった



(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年12月)から作成)

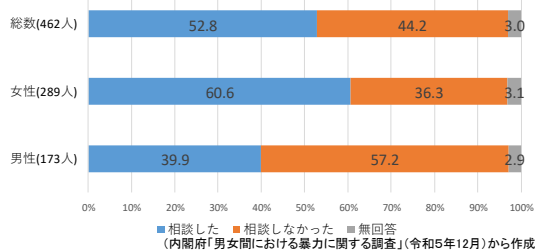
交際相手から被害を受けたことがあり、かつ交際相手と同居(同棲)の経験がある女性・男性の約8割が、同居期間中に被害を受けている。

10

(2)データから見るDVの状況 ④

配偶者からの暴力の相談の有無

(配偶者から被害を受けたことについて、だれかに打ち明けたり、相談したりしたか)



(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年12月)から作成)

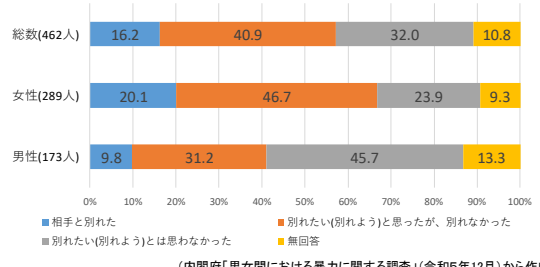
被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこ(だれ)にも相談しなかった。

11

(2)データから見るDVの状況 ⑤

配偶者から被害を受けたときの行動

(配偶者から被害を受けたとき、相手との関係をどうしたか)



(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年12月)から作成)

被害を受けた女性の約5割、男性の約3割が、別れたい(別れよう)と思ったが別れなかった。

12

(2) データから見るDVの状況 ⑥

配偶者と別れなかった理由(複数回答) (%)

理由	男性	女性	総数
子どもがいる(妊娠した)から、子どものことを考えたから	66.7	73.3	71.4
経済的な不安があったから	7.4	61.5	46.0
相手が変わってくれるかもしれないと思ったから	24.1	24.4	24.3
世間体が悪いと思ったから	14.8	14.8	14.8
これ以上は繰り返されないと考えたから	7.4	11.9	10.6
相手には自分が必要だと思ったから	13.0	7.4	9.0
別れるときみしいと思ったから	13.0	7.4	9.0
相手が別れることに同意しなかったから	11.1	7.4	8.5
周囲の人から、別れることに反対されたから	3.7	7.4	6.3
孤立してしまうと思ったから	9.3	3.0	4.8
仕返しが無かったから	5.6	-	1.6
その他	13.0	11.9	12.2

(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年12月)から作成) 13

DVの被害者が逃げ出せないのはなぜか？

- ・ **恐怖感** 「逃げたら殺されるかもしれない」
- ・ **無力感** 「助けてくれる人は誰もいない」
- ・ **複雑な心理** 「暴力をふるうのは愛しているから」
- ・ **経済的問題** 「お金がなくて生活できない」
- ・ **子どもの問題** 「子どもに危害が及ぶ」「転校できない」
- ・ **失うもの** 「仕事や知り合いを失う」
- ・ **社会的要因** 「DVは家庭内の問題」

14

事例 Aさんの場合

夫とは妊娠がわかってから結婚した。付き合っている頃はやさしかったのに、妊娠直後から夫の暴言がはじまり、「稼ぎもないくせにでかい口をたたくな」「誰のおかげで飯が食えると思っているのか」と大声でどなり、「お前みたいなのと結婚して貧乏くじをひいた」と毎日のように罵声をあびせられた。

出産後しばらくは夫からの暴言は収まっていたが、最近は殴る、皿を投げつけるなどの身体的な暴力がはじまり、殴られて鼓膜が破け、子どもを抱っこした状態のまま髪をつかんで引きずりまわされたこともあった。幸い子どもにけがはなかったが、次に何かあったらと思うと恐ろしくて仕方がない。でも、子どもはまだ小さく働くこともできないので、こんな仕打ちを受けても夫のもとで、がまんしていくしかないのかも思う。

15

(3) DVの影響 ①

身体的な健康障害

- ・ けが(後遺症が残ったり、死に至ることもある)
- ・ 不眠、頭痛、動悸、食欲不振・体重減少、消化器疾患等
- ・ 妊娠中の暴力被害は、早産や児の出産時低体重につながる場合もある。

性的暴力の影響

- ・ 望まない妊娠や中絶の原因にもなる。
- ・ 流産や死産との関連性も指摘されている。

16

(3) DVの影響 ②

精神的な影響

- ・ トラウマ、PTSD(心的外傷後ストレス障害)(※)
- ・ 人間不信、自信喪失、過剰な自責
- ・ 被害者が自らの命を絶つことや、思い余って加害者を殺害することもある。

※PTSD(Post Traumatic Stress Disorder): 生死に関わるような体験をし、強い衝撃を受けた後で、その体験の記憶が当時の恐怖や無力感とともに、自分の意志とは無関係に思い出され、まだ被害が続いているような現実感を生じる病気。(厚生労働省「e-ヘルスネット」から引用)

17

(3) DVの影響 ③

子どもへの影響

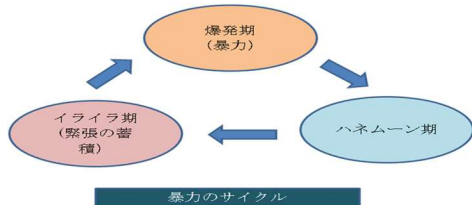
- ・ 情緒不安定、心身の発達の遅れ、自尊感情の欠如、PTSD等
- ・ 問題行動; 夜泣き、爪かみ、他人への攻撃、非行等
- ・ 成長して自らも暴力をふるうようになる危険性も指摘されている。

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(面前DV)を虐待として禁止している。

18

暴力のサイクル

- ・加害者は、暴力をふるった後、被害者に謝ったり一時的にやさしくなったりするが、しばらくするとまた緊張が高まり、再び暴力をふるうことが繰り返される。
- ・被害者は、「暴力により加害者にコントロールされている」状態であり、暴力のサイクルに組み込まれてしまうと、自分の力だけで脱することが困難になる。



19

事例 Bさんの場合

結婚直後から、気に入らないことがあるとひどくのしられたり、たく、蹴るの暴力を受け、父に相談したが、「子どもがいるからがまんしろ」といわれて以来、実家には相談しなかった。

その後も暴力はひどく、ある時殴られてあごの骨にヒビが入り、馬乗りになって首をしめられ気を失いかけた。子どもが止めにいったところ投げ飛ばされ、「おばあちゃん、ママが死んじゃうよ」という電話で実家の母の知るところとなった。

暴力をふるった後は人が変わったようにやさしくなり、泣きながらもうしないと誓うので、何とか離婚しないで済ませたいと思っていたが、小3の息子が、「パパがママを殴るのはボクがいけないんだ、ボクが死んじゃえばいいんだ」というのを聞き、このままではいけないと思い実家に帰った。

20

II DV防止法について

- (1) DV防止法の概要
- (2) 総則
- (3) 基本方針・都道府県基本計画等
- (4) 配偶者暴力相談支援センター
- (5) 被害者の保護に関する制度
- (6) 保護命令

21

(1) DV防止法の概要 ①

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13(2001)年4月13日公布)

- ・配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に定められたもの。

22

(1) DV防止法の概要 ②

- ・1993年 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」
女性に対する暴力は人権侵害であることを明記
- ・1995年 国連第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」
女性に対する暴力を防止し、根絶するための総合的な対策を講じる必要性を明記



- ・2001年 DV防止法施行
「法は家庭内に入らず」という社会通念を打ち破り、それまで見過ごされてきた夫やパートナーからの暴力でも、犯罪になることを明確にした。

23

(1) DV防止法の概要 ③

- ・2014年 改正DV防止法施行
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も、法の適用対象とする。
- ・2020年 改正DV防止法施行
児童虐待防止対策及びDV被害者保護対策の強化として、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記され、その保護対象として被害者の同伴家族が含まれることも明記される。

24

(1)DV防止法の概要④

・2024年 改正DV防止法施行

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

- 申立てをすることができる被害者に「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」を追加
- 発令期間の伸長、子への電話等禁止命令の創設等
- 保護命令違反の厳罰化(1年以下の懲役/100万円以下の罰金 →2年以下の拘禁刑※/200万円以下の罰金)
※2025年5月31日までは「懲役」、刑法等の改正に伴い、2025年6月から「拘禁刑」。

基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化

25

(1)DV防止法の概要⑤

1 総則 第1条、第2条

定義、国及び地方公共団体の責務

2 基本方針・都道府県基本計画等 第2条の2、3

国が定める基本方針、都道府県計画、市町村計画

3 配偶者暴力相談支援センター等 第3条～第5条の4

配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援員による相談等、女性自立支援施設における保護、協議会

4 被害者の保護 第6条～第9条の2

暴力の発見者による通報等、警察官による被害の防止、福祉事務所による自立支援、関係機関の連携協力

5 保護命令 第10条～第22条

接近禁止命令等、申立て、命令の取消

6 その他(雑則、補則、罰則) 第23条～31条

26

(2)総則：DV防止法が対象とする「暴力」

どのような暴力か？

- ・身体に対する暴力
- ・精神的な暴力、性的な暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

誰からの暴力か？

- ・配偶者(事実婚を含む)からの暴力
- ・元配偶者(事実婚の解消を含む)から離婚後引き続き受ける暴力
- ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力(交際を解消後引き続き受ける暴力を含む)

27

(3)基本方針・都道府県基本計画等

・**国**は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する**基本方針**を定めなければならない。**【義務】**

・**都道府県**は、国の基本方針に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する**基本計画**を定めなければならない。**【義務】**

・**市町村**は、国の基本方針に即し、かつ、都道府県の基本計画を勘案して、**基本計画**を定めるよう努めなければならない。**【努力義務】**

・基本方針又は基本計画を策定・変更したときは、これを**公表**しなければならない。**【義務】**

28

(4)配偶者暴力相談支援センター

・**都道府県**は、配偶者暴力相談支援センターを設置しなければならない。**【義務】**

⇒神奈川県では、かなテラス(県立かながわ男女共同参画センター)及び県立女性相談支援センター

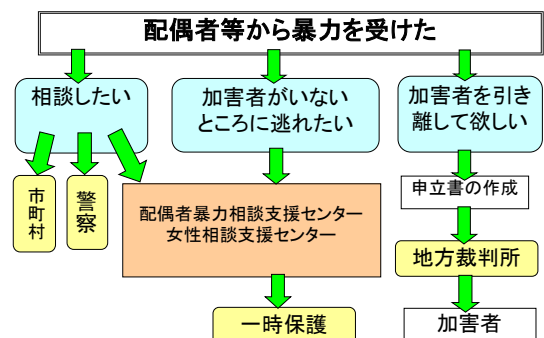
・**市町村**は、配偶者暴力相談支援センターを設置するよう努めなければならない。**【努力義務】**

<配偶者暴力相談支援センターの業務>

- ① 相談対応、女性相談支援員もしくは相談機関の紹介
- ② 心身の健康回復のため医学的・心理学的指導
- ③ 被害者・同伴家族の緊急時における安全確保及び一時保護
- ④ 自立促進のための情報提供等
- ⑤ 保護命令制度利用についての情報提供等
- ⑥ 保護施設利用についての情報提供等

29

(5)被害者の保護に関する制度①



30

**(5)被害者の保護に関する制度 ②
暴力の発見者による通報**

- ・配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、**配偶者暴力相談支援センター**や**警察官**に**通報**するよう努めなければならない。
- ・医師や医療関係者は、被害者の意思を尊重した上で**通報**することができる。
- ・**警察官**は、通報等により配偶者からの暴力が認められるときは、**被害の発生を防止するための措置**を講ずるよう努めなければならない。

31

**(5)被害者の保護に関する制度 ③
一時保護**

- ・**被害者及び同伴家族**が、一時的に、専用の施設(民間のシェルター委託の場合もある)で**安全に生活**すること。
- ・一時保護を行うかどうかは**女性相談支援センター**が**決定**する。
- ・被害者は、心身の休養・今後の生活の相談・情報提供を受けることができる。

32

(6)保護命令 ①

- ・地方裁判所が、**被害者からの申し立てにより、配偶者等に対して**発令
- ・申し立ては、警察や配偶者暴力相談支援センターに相談した事実があれば可能
- ・発令の対象は、**身体に対する暴力、生命・身体に対する脅迫**に加え、**自由、名誉又は財産に対する脅迫に拡大**
- ・発令要件は、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大(従来は「**身体**」)

33

(6)保護命令 ②

<p>被害者への接近禁止命令</p> <p>配偶者からの被害者の身辺への付きまといや、被害者の住居、勤務先等の付近のはいかいを禁止 期間: 6か月 → 1年間</p>	<p>退去命令</p> <p>配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じる。 期間: 2か月(住居の所有者又は賃借人が被害者のみ: 6か月)</p>
<p>被害者の子又は親族等への接近禁止命令</p> <p>被害者の子又は親族等の身辺への付きまといや、子又は親族等の住居、勤務先等の付近のはいかいを禁止 期間: 6か月 → 1年間</p>	<p>電話等禁止命令</p> <p>被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続する電話、FAX・メール・SNS等の送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害、位置情報の無承諾取得の全行為を禁止 期間: 6か月 → 1年間 子への電話等禁止命令(創設) 期間: 1年間</p>

下線部分は、2024年の改正内容

34

Ⅲ DVを防止するために

- (1) 内閣府の取組み
- (2) 神奈川県取組み
- (3) あなたが相談されたら

35

(1)内閣府の取組み ①

第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)

第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のポイント

- ・「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

(内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画(説明資料)」から引用)

36

(1)内閣府の取組み ②

DV相談

- ・#8008(はれれば)
発信地の配偶者暴力相談支援センターにつながる短縮ダイヤル
- ・DV相談+(プラス)
電話(0120-279-889):24時間受付
チャット相談:12:00~22:00
チャット相談は多言語(10言語)にも対応
プラス相談箱:24時間受付

37

(1)内閣府の取組み ③

「女性に対する暴力をなくす運動」

- ・実施期間
毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間
- ・実施事項
 - ポスター、リーフレットの作成・配布、メディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動
 - 講演会・研修会等の開催
 - 相談窓口の周知 等

38

(2)神奈川県取組み ①

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

(2024年3月策定)

DV防止法及び女性支援法※
に規定された基本計画

- ・DV被害など、困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして策定したもの。
- ・計画期間
2024年度～2028年度(5年間)

※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(2024年4月1日施行)

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目指し、本人の意思を尊重した切れ目のない福祉的な支援を実施するための法律

39

(2)神奈川県取組み ②

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

- 重点目標Ⅰ 関係機関と連携・協働した支援体制の充実**
連携支援体制の充実、支援のための人材育成
- 重点目標Ⅱ 早期発見・対応と周知・啓発**
早期発見・対応、周知・啓発や未然防止の取組み
- 重点目標Ⅲ 安心して相談できる体制の整備**
相談支援の充実
- 重点目標Ⅳ 安心・安全が守られる保護体制の整備**
当事者の安全確保を図るための一時保護等の支援
- 重点目標Ⅴ 自分らしく暮らすための自立支援の促進**
安心・安全な生活に向けた支援、
女性自立支援施設等における切れ目のない支援

40

(2)神奈川県取組み ③

神奈川県配偶者暴力相談支援センター(かなテラス)の相談窓口

女性のためのDV相談窓口

- 女性相談支援員による相談 0466-26-5550
電話相談 月～金:9時～21時、土日:9時～17時(祝日、年末年始を除く)
※必要に応じて面接相談
- 女性への暴力相談「週末ホットライン」 045-534-9551
電話相談 土日:17～21時、祝日:9～21時(年末年始を除く)

41

(2)神奈川県取組み ④

女性のためのDV相談窓口(続き)

- 多言語による相談 090-8002-2949
英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、
中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、
ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語
電話相談 月～金:10時～17時(祝日、年末年始を除く)
※必要に応じて面接相談

42

(2) 神奈川県の実践⑤

男性のためのDV相談窓口

■被害者の方の相談 045-662-4530

電話相談 月～金:9時～21時(祝日、年末年始を除く)

※必要に応じて面接相談

■DVに悩む方の相談 045-662-4531

電話相談 月・木:18～21時(祝日、年末年始を除く)

女性・男性ともにDV一般相談のほか、精神保健相談、法律相談などの専門相談も実施

共生推進本部室の相談窓口

DV相談窓口(女性・男性どちらも対象)

■かながわDV相談LINE ID「@kanagawa-dv」を検索

LINE相談 月・火・木・土:14時～21時(祝日、年末年始を除く)

43

(2) 神奈川県の実践⑥

かながわ男女共同参画センターにおけるDV防止啓発事業

・DV防止啓発講座

DVについて、当事者だけではなく周囲の方々の理解を深め、対応のために行動を起こすことができるよう、DV防止について普及・啓発する講座を実施

・デートDV防止啓発講座

NPOと連携し、中高生を対象に、参加しながらデートDV防止について学ぶ講座を実施

・啓発冊子等の発行

44

(3) あなたが相談されたら

- ・「あなたは悪くない」の言葉が被害者の力になる
- ・被害者の話をありのままに受け止める
- ・被害者の話を疑ったり、本人が悪いと責めたりする言葉や態度は、被害者をさらに傷つける(二次被害)
例)「その程度のことはよくあること」
「あなたにも落ち度があったのではないか」

「どんな暴力も許さない」の決意を!

45

IV デートDVについて

- (1) デートDVとは何か
- (2) データから見るデートDVの状況
- (3) デートDV被害にあったら

46

(1) デートDVとは何か

- ・恋人同士の間で起こる暴力
- ・DV防止法の対象にはなっていない

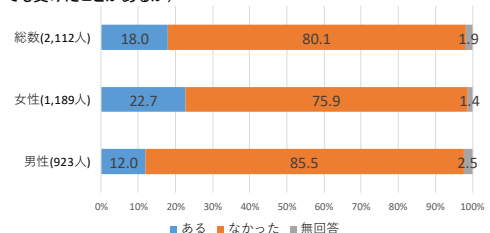
デートDVになる暴力

身体的暴力	腕などを強くつかむ/つねる/殴る/蹴る/首を絞める 等
精神的暴力	いやな呼び方をする/傷つく言葉を使う/無視する/不機嫌になる 等
行動の制限	スマホをチェックする/行動や服装をチェック・指示する 等
性的暴力	同意のない性的な行為をする/避妊に協力しない/裸の画像を送れと言う 等
経済的暴力	お金を返さない/無理やり物を買わせる 等

47

(2) データから見るデートDVの状況

交際相手からの被害経験
(交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれか1つでも受けたことがあるか)



(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年12月)から作成)

女性の約4人に1人、男性の約8人に1人は交際相手から被害を受けたことがある。

48

(3)デートDV被害にあったら

- ・どんな理由があっても、暴力を受けていいということはない。
あなたは悪くない。
- ・相手に「いやだ」と伝えることが大切。
- ・1人で悩まず、身近な人や相談機関に相談してください。

■デートDV110番 050-3204-0404(月～土※¹ 19:00～21:00)

■警察

- ・ストーカー・DV被害等 最寄の警察署にご相談ください。
- ・ユーステレホンコーナー 045-641-0045、0120-45-7867
(月～金※² 8:30～17:15)

■法務局

- ・みんなの人権110番※³ 0570-003-110 (月～金※² 8:30～17:15)
- ・子どもの人権110番 0120-007-110 (月～金※² 8:30～17:15)

■県配偶者暴力相談支援センターの相談窓口にも相談できます。
※1:年末年始を除く ※2:土日・年末年始を除く ※3:令和7年10月1日から「女性の人権ホットライン」は、「みんなの人権110番」に統合されました。

49

お疲れさまでした。



50